

函館工業高等専門学校防犯カメラシステム管理運用規程

平成21年3月24日

函高専達第32号

(目的)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)の敷地及び校舎等の建物内における犯罪の予防、盗難等の抑止、事故の把握並びに事件の解決に寄与することを目的として、特定の場所に設置するカメラ装置(以下「防犯カメラシステム」という。)の管理及び運用について、必要な事項を定める。

(防犯カメラシステム管理責任者等)

第2条 防犯カメラシステム管理責任者(以下「管理責任者」という。)は校長とする。

2 防犯カメラシステム管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)は、以下に掲げる職員をもって充て、管理責任者を補佐する。

- 一 学生主事
- 二 寮務主事

(個人情報保護)

第3条 管理責任者は、防犯カメラシステムの不正使用により個人の権利利益を侵害しないよう留意しなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラシステムで記録された画像(以下「記録画像」という。)の使用に関し、適正かつ慎重に取り扱うよう努めなければならない。

3 管理責任者は、記録画像が不当な目的のために使用されること及び漏洩等に対する安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(防犯カメラの設置場所及び運用時間)

第4条 防犯カメラを設置する場所は別紙1のとおりとし、設置場所の変更、増設、撤去については、本校の運営会議の決議事項とする。

2 管理責任者は、防犯カメラを設置した場所の見えやすい位置に「防犯カメラを設置している」旨の掲示をしなければならない。

3 防犯カメラシステムの運用時間は原則として24時間とし、記録画像の保存期間(以下「保存期間」という。)は記録されたときから10日間とする。

(防犯カメラシステムの利用条件)

第5条 記録画像の利用は、原則として第6条及び第7条の定めによるものとし、第1条に定める目的以外に利用することはできない。

(学内での防犯カメラシステムの利用)

第6条 管理取扱者は、次の各号に該当する場合には、事前に申請書(別紙様式1)により管理責任者へ届出の上、学生主事補又は学級担任のほか、管理取扱者が必要と認めた者の立会いのもと、複数人で記録画像を閲覧することができる。

- 一 不審者及び盗難等の通報があった場合
- 二 施設等に破損、汚損等の損害が生じた場合
- 三 学生による規則及び法令等に違反する行為のあった場合
- 四 その他、管理責任者が記録画像の閲覧が必要と認めた場合

2 管理取扱者は、必要に応じて記録画像を防犯カメラシステム上に、保存期間を超えて一時保存することができる。

3 一時保存された記録画像は、利用する事由が消滅した後に、速やかに消去し、可視ができない状態としなければならない。

4 記録画像の閲覧、一時保存及び消去の作業は、決められた場所の指定された端末で行わなければならない。

5 第1項から第3項における、記録画像の閲覧、一時保存及び消去を行った場合は、速やかに管理責任者へ報告しなければならない。

6 防犯カメラシステムの設定内容の変更については、本校運営会議の議を経なければならない。

(法令に規定がある場合の防犯カメラシステムの利用)

第7条 管理責任者は、次の各号による法令の定めに基づき、閲覧・複製要求書(様式2)により請求があった場合は、警察等の相手方に対し、閲覧の許可及び複製した記録画像(以下「複製画像」という。)を提供することができる。

- 一 刑事訴訟法に基づく令状による捜査及び必要な取調べ
- 二 弁護士法に基づく報告の請求
- 三 その他法令等に基づく請求で管理責任者が必要と認めたもの。

2 閲覧及び複製画像の作成は、決められた場所の指定された端末で行わなければならない。

3 第1項により複製画像を提供された警察等の相手方の長は、利用する事由が消滅した後に、速やかに複製画像を管理責任者に返却しなければならない。

4 管理責任者は、前項の規定により返却された複製画像を速やかに消去し、可視ができない状態としなければならない。

(防犯カメラシステムの利用の記録)

第8条 管理責任者は、記録画像の閲覧、一時保存、複製等が行われた場合、防犯カメラ利用管理簿(様式2)に必要な事項を記録し、管理するものとする。

(守秘義務)

第9条 記録画像の内容を知り得た者は、その情報を他に漏洩してはならない。

(苦情処理)

第10条 管理責任者は、防犯カメラシステムの設置及び管理に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(違反行為への措置)

第11条 管理責任者は、この規程の趣旨に反する行為をしていると認めた者に報告を求め、当該違反行為の中止、その他違反を是正するために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、防犯カメラシステムの管理及び運用等に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月11日函高専達第19号)

この規程は、平成28年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第30号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年6月11日函高専達第3号)

この規程は、平成30年6月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和元年9月25日函高専達第7号)

この規程は、令和元年9月25日から施行する。

附 則(令和5年3月24日函高専達第38号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式 1（第 6 条関係）

申請書

年 月 日

函館工業高等専門学校長 殿

申請書

職 _____
氏名 _____

下記により，防犯カメラシステムに記録された画像の閲覧を申請しますのでご承諾願います。

なお，この要求書に記載されている目的以外には使用いたしません。

記

1．申請の目的等

件 名：

目 的：

2．要求する記録画像

カメラの設置場所：

日 時： 年 月 日 時 分 から
年 月 日 時 分 まで

3．記録画像の閲覧希望

日 時： 年 月 日 時 分 から

4．閲覧者

以上

様式 2(第 7 条関係)

閲覧・複製要求書

年 月 日

函館工業高等専門学校長 殿

申請者(所属長)
所属・職 _____
氏 名 _____ 印

下記により，防犯カメラシステムに記録された画像の 閲覧の許可 複製の提供 を要求しますの
でご承諾願います。
なお，この要求書に記載されている目的以外には使用いたしません。

1 要求の目的等

件 名
目 的

担当者 所属・職 _____ 氏名 _____

2 要求する記録画像

カメラの設置場所 :
日 時 : 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

3 記録画像の閲覧・複製希望

日 時 : 年 月 日 時 分

事務担当者

様式 2(第 8 条関係)

年度防犯カメラ利用管理簿

No	利用日時	事 由	申 請 者	閲 覧 者		カメラ設置場 所	利用した記録画像日時 (閲覧・一時保存・複製・消去)
1	月 日 時 分						月 日 時 分 ～ 月 日 時 分 (閲覧・一時保存・複製・消去)
2	月 日 時 分						月 日 時 分 ～ 月 日 時 分 (閲覧・一時保存・複製・消去)
3	月 日 時 分						月 日 時 分 ～ 月 日 時 分 (閲覧・一時保存・複製・消去)
4	月 日 時 分						月 日 時 分 ～ 月 日 時 分 (閲覧・一時保存・複製・消去)
5	月 日 時 分						月 日 時 分 ～ 月 日 時 分 (閲覧・一時保存・複製・消去)

別紙 1 (第4条関係)

